

1. 適用範囲

この基準は、車両計測設備の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

車両計測設備の区分及び構成は、表-13・1のとおりとする。

表-13・1 区分及び構成

区分	構成
重量計測装置	載荷板，軸重センサ，ロードセル，軸重演算装置等
寸法計測装置	超音波センサ，レーザーセンサ，寸法演算処理装置等
車両検知装置	超音波センサ，ループコイル等
車両情報取得装置	CCD カメラ，カメラ制御装置，画像処理装置等
走行状況画像撮影装置	CCD カメラ，カメラ制御装置，画像処理装置等
警告表示装置	警告表示板，機側操作盤等
路側処理装置	計測制御処理装置，情報処理装置，データ電送装置等
電源設備	電源引込開閉機盤（引込口装置），分電盤等
門柱	門柱，基礎等

2. 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

- ・重量計測装置，寸法計測装置，車両検知装置，車両情報取得装置，走行状況画像撮影装置，警告表示装置，路側処理装置，電源設備で積上げ積算しないもの。

3. 直接工事費

3-1 材料費

据付けに使用する門柱，電気配線・配管材及びコンクリート等の材料をいい，積上げによるものとする。

3-2 据付工数

据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機械経費

据付けにかかる経費は，必要に応じてトラッククレーン，溶接機，発電機等について積上げ計上するものとする。